

5. 8. 13
1527

勞務募集六六〇號

昭和五年八月七日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 吉田 茂 殿

各廳 府 縣 長 官 殿

(北海道 京都 大阪 神戶 兵庫 愛知 静岡 福岡)

星製藥株式會社 解散社負、紛争其、他ニ關スル件

(別第十五報 解決)

要旨

星製藥株式會社、協同會館橋本勞働課長ヲ介シ數次交渉、結果七月六日、至リ三万六千二百四十四圓ノ分割支拂ヲ協定シ、償還交渉ヲ爲シ解決セリ
 又在社負及從業員ニ對シテ、七月末日、至リ十月月給ヲ圓未滿ニシ、再以此去者天ノ簡免ノ内拂キ爲シ、
 又此力何レモ未滿ニテ、不日交渉繼續スルコト、セリ
 由是南東會社、社長宛書狀ヲ用、披露爲セル社負形確ニシ、各警署偵察トモ告誡セリ

若し僱番が二つな要請が改第にかた
 水に何方かの一方にても替成したる
 水に大差だ 明日のうちに再の大差
 前取り僱金値下並に不松か来ることは
 此のた 今後賃負まのゆる念社のペテ
 2を叩きのめせし、
 ストのイキが解決したからと言つて決
 して僱番の才争は休止したのにはなれ
 及対比之の利益を才争は尖鋭にわらわ
 かりた 現に一部の從業員は未松賃を
 を支給せよと要求して才争である
 僱番は之等の兄弟の才争を支拂し一掃に
 かつて此の要木を實現させねばならぬ

一 首取り工場 閉鎖 絶対反対
 一 不松賃金 即時支給へ
 一 僱金の分割 並に 此際松
 絶対反対
 一 退職手当を 即時制定しろ
 右の要木はストライキを解決条件として
 僱番は凡て承諾したるゆかり大差を

はこの約束を見ても、從業員に一切差別なく
 実行せしむねはならぬ 星の從業員はみ
 りな難くも会社とは別室が対立し、吾々も
 利害共通して居るのた 僱番はこの要木を
 困難の力と以て実行させねばならぬ
 我々が一致団結して、僱番に才争するものに
 上つて、我々の要求が獲得出来る
 △前働者の勝利は確實だ!!
 △僱達は何時でもサボストライキ才争の準備
 を整えてある
 △從業員 同盟の旗の下に結束して戦へ!
 日産從業員 団結万々!!
 一九三〇. 七. 二六